

公下組発第 845 号

平成19年12月3日

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合
下水道公認工事店 様

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合
管理者 小沢信義

浄化槽使用廃止届出書の提出について（依頼）

日ごろ、生活排水の適正処理の推進につきまして、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年2月1日に浄化槽法が改正され、浄化槽使用者が浄化槽を転換又は、下水道に接続した場合には「浄化槽使用廃止届」を届出することが義務づけられました。

つきましては、浄化槽使用者が浄化槽を転換又は、下水道接続工事を行った場合、浄化槽使用者が「浄化槽使用廃止届出書」を提出することについて協力して下さるようお願いいたします。

なお、届出をしない場合は、5万円以下の過料に処せられることがあります。

（1）提出部数

正本1通、副本2通

（2）提出先

毛呂山町については 町 生活環境課 環境係

越生町については 町 まちづくり整備課 生活環境担当

鳩山町については 町 生活環境課 生活安全担当

尚、浄化槽使用廃止届出書の様式については、HPよりダウンロードできます。

担 当： 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 工務担当

TEL： 049-294-9333